

埼玉県土木工事委託業務設計変更ガイドライン

令和2年4月

埼玉県

目 次

1. 設計変更の基本	・ ・ ・
(1) 設計変更の基本的な考え方	・ ・ ・
(2) 発注者・受注者の留意事項	・ ・ ・
(3) 設計変更の対象事項	・ ・ ・
(4) 設計変更の留意事項	・ ・ ・
(5) 設計変更の対象とならない場合	・ ・ ・
(6) 設計変更の手続	・ ・ ・
2. 設計変更の対象となるケース	・ ・ ・
(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある	・ ・ ・
(2) 設計図書の表示が明確でない	・ ・ ・
(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する	・ ・ ・
(4) 受注者の責によらない事由による業務の中止	・ ・ ・
(5) 受注者の請求による履行期間の延長	・ ・ ・
(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	・ ・ ・
3. 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント	・ ・ ・
(1) 「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更	・ ・ ・
(2) 「設計図書の履行条件相違（条件決定の遅れ）」の設計変更	・ ・ ・
(3) 「設計図書の履行条件相違（設計項目の追加）」の設計変更	・ ・ ・
4. さらなる適正な設計変更の実施にむけて	・ ・ ・

1. 設計変更の基本

(1) 設計変更の基本的な考え方

土木工事委託業務^{*}は、発注者が示した業務の目的や条件を基に、受注者が技術力を駆使して高品質な成果品を作成するものである。

発注者は、業務を円滑かつ適正に実施するため、仕様書等に業務の条件等をあらかじめ適切に明示し、受注者においても、その内容を確実に理解した上で業務を行う必要がある。

業務の履行は、設計図書に基づいて行うべきものであるが、発注後の状況の変化などによって変更せざるを得ない場合や、変更した方がより技術的又は経済的に優れ、かつ合理的な場合もある。そのような場合は、発注者と受注者が協議し、双方の合意と共通認識のもとで業務を行うこととし、その結果、履行期間や委託金額に変更が生じた場合は、設計変更を行う。

※「土木工事委託業務」とは、測量業務、地質・土質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

(2) 発注者・受注者の留意事項

- 発注者は、県の調査・設計業務に係る企業の安定経営を支えるため、発注計画の策定・公表や適正な履行期間の設定など計画的に事業を執行するとともに、債務負担や早期繰越の設定などにより発注と履行時期の平準化を図る。
- 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関との協議の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。）の変更の円滑化を図る必要がある。
- 発注者は、必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、基本的な計画条件、関係機関との調整状況等を条件明示する。
- 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、業務着手前に確認を行う。
- 受発注者は、業務工程表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受発注者は、現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計変更を行う。
- 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

(3) 設計変更の対象事項

以下のような場合においては、設計変更が可能である。

- ① 当初発注時点で予期しえなかつた関係機関との協議の遅延など、受注者の責によらない事項が確認された場合
- ② 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- ③ 所定の手続（埼玉県標準委託契約款第8条及び第9条、埼玉県土木設計業務等標準委託契約款第18条～第25条、埼玉県土木設計業務共通仕様書第1121条～第1124条、埼玉県測量作業共通仕様書第21条～第24条、埼玉県地質・土質調査共通仕様書第122条～第125条）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- ④ 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
- ⑤ 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により設計変更の必要があると認められる場合

○設計変更の対象となる事項

設計変更の対象事項	契約約款 共通仕様書
① 設計図書に誤謬又は脱漏がある	標準委託契約款第8条 土木設計業務等標準委託契約款第18条第1項第二号
② 設計図書の表示が明確でない	標準委託契約款第8条 土木設計業務等標準委託契約款第18条第1項第三号
③ 設計図書の自然的又は人為的な 履行条件が実際と相違する	標準委託契約款第8条 土木設計業務等標準委託契約款第18条第1項第四号
④ 受注者の責によらない事由による 業務の中止	標準委託契約款第8条 土木設計業務等標準委託契約款第20条 土木設計業務共通仕様書第1124条 測量作業共通仕様書第24条 地質・土質調査共通仕様書第125条
⑤ 受注者の請求による履行期間の 延長	標準委託契約款第9条 土木設計業務等標準委託契約款第22条 土木設計業務共通仕様書第1123条 測量作業共通仕様書第23条 地質・土質調査共通仕様書第124条
⑥ 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	土木設計業務共通仕様書第1105条 測量作業共通仕様書第6条 地質・土質調査共通仕様書第106条

(4) 設計変更の留意事項

設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

- ① 受発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
- ② 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更是書面で行う。
※ 「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
- ③ 設計変更に係る協議は、その必要が生じた都度、受発注者は遅滞なく行うものとする。
- ④ 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)

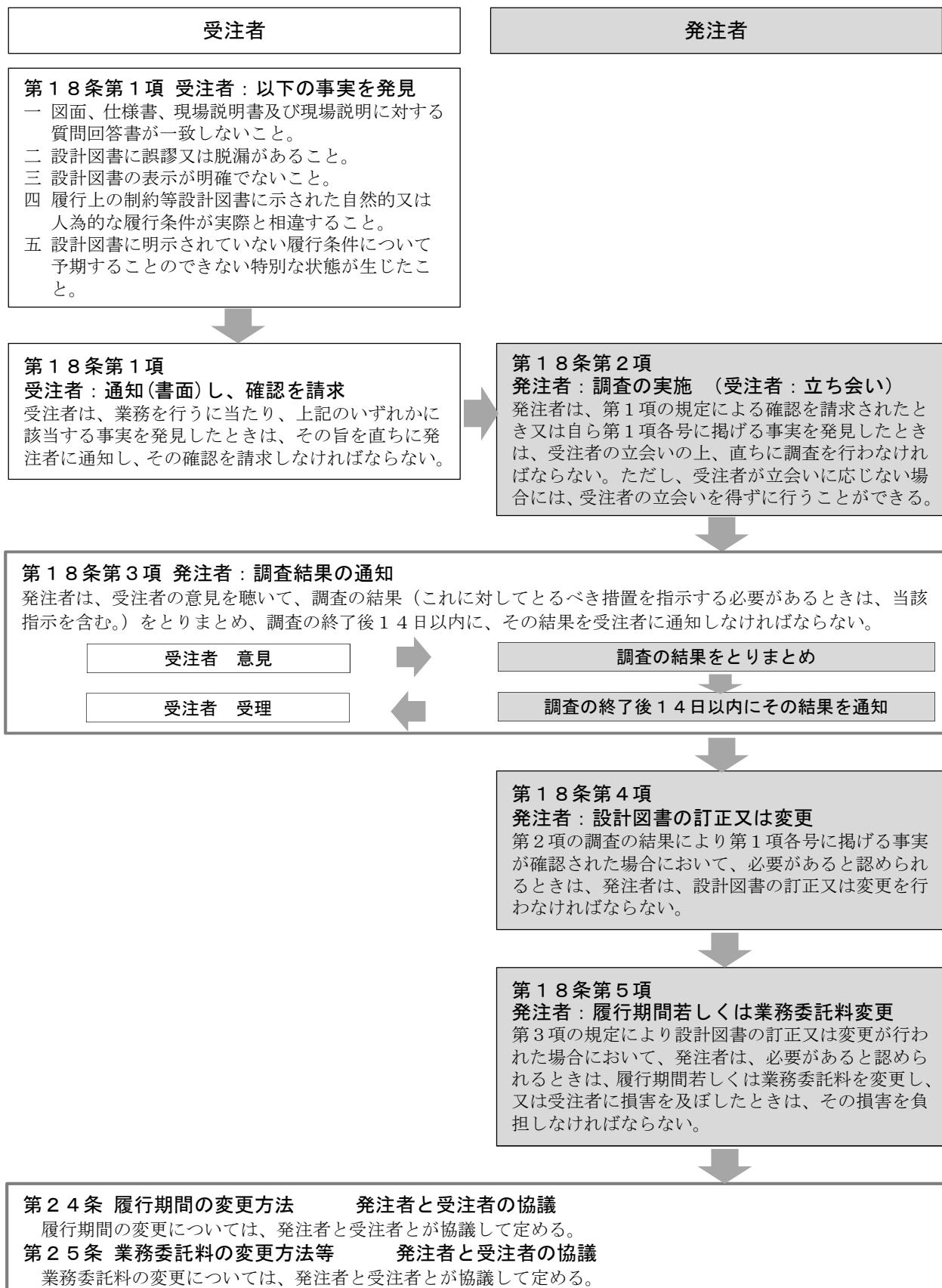
(5) 設計変更の対象とならない場合

下記のような場合においては、原則として標準委託契約約款第8条及び第9条、土木設計業務等標準委託契約約款第24条及び第25条の変更ができない。ただし、土木設計業務等標準委託契約約款第26条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施した場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
- ③ 委託契約約款・共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合（標準委託契約約款第8条及び第9条、土木設計業務等標準委託契約約款第18条～第25条、土木設計業務共通仕様書第1121条～第1124条、測量作業共通仕様書第21条～第24条、地質・土質調査共通仕様書第122条～第125条）
- ④ 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

(6) 設計変更の手続き

以下に埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款に沿った一般的な設計変更手続きの流れを示す。



2. 設計変更の対象となるケース

ごびゅう だつろう

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある

○ 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は、通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

(例)

- ・貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
- ・必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
- ・条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

(受注者)

土木設計業務等標準委託契約款第18条(条件変更等)第1項第二号に基づき、その旨を直ちに発注者に通知



(発注者)

発注者は第18条第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は土木設計業務等標準委託契約款第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

(2) 設計図書の表示が明確でない

- 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は、通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

(例)

- ・ 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与時期が明記されていない。
- ・ 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- ・ 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
- ・ 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

(受注者)

土木設計業務等標準委託契約約款第18条（条件変更等）第1項第三号に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに発注者に通知



(発注者)

発注者は第18条第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は土木設計業務等標準委託契約約款第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する

- 自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形等。また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

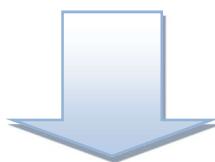
受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

(例)

- ・ 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。
- ・ 詳細な地質調査の結果や詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
- ・ 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- ・ 予定していた関係機関との協議が完了せず、土木設計業務等が続行できなかった。
- ・ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等が続行できなかった。
- ・ 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- ・ その他、新たな制約等が発生した場合等

(受注者)

土木設計業務等標準委託契約款第18条（条件変更等）第1項第四号に基づき、自然又は人為的な履行条件が実際と相違する旨を直ちに発注者に通知



(発注者)

発注者は第18条第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は土木設計業務等標準委託契約款第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

(4) 受注者の責によらない事由による業務の中止

○ 第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責によらない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる（現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る）。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

(例)

- ・ 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- ・ 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適当又は不可能となった。
- ・ 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した。又は、受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適当又は不可能となった。

(受注者・発注者)

天災等のため、受注者が業務を行うことができない。（受注者からの発議も可）



(発注者)

土木設計業務等標準委託契約約款第20条（業務の中止）第1項により、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

発注者より、一時中止の指示（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）



履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。【土木設計業務等標準委託契約約款第24条】

※必要に応じて変更工程表等を提出

(5) 受注者の請求による履行期間の延長

- 受注者の責めに帰することができない事由（第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等）により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。

(例)

- ・ 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- ・ 天災等により業務の履行に支障が生じた。

(受注者)

土木設計業務等標準委託契約約款第 22 条（受注者の請求による履行期間の延長）第 1 項に基づき、

- ・ 履行期間の延長理由
- ・ 必要とする延長日数の算定根拠
- ・ 変更工程表等を提出



(発注者)

発注者は第 22 条第 2 項に基づき、必要に応じて履行期間の変更



履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。【土木設計業務等標準委託契約約款第 24 条】

(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

- 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

(例)

- ・ 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- ・ 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- ・ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合等

3. 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント

(1) 「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更

<関連箇所>

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

- (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある（土木設計業務等標準委託契約款第18条第1項第二号）
- (2) 設計図書の表示が明確でない（土木設計業務等標準委託契約款第18条第1項第三号）

【変更事例1】設計図書の内容に脱漏がある場合

道路詳細設計について、業務に着手したところ、切土法面の計画箇所で「法面工詳細設計」が必要だったが、設計項目に含まれていなかった。

適正な変更手続き

設計図書の脱漏発見

（土木設計業務等標準委託契約款第18条第1項）

- ・ 受注者は、設計図書の脱漏「法面工詳細設計」が必要であることを直ちに発注者に通知する。



調査～調査結果通知

（土木設計業務等標準委託契約款第18条第2、3項）

- ・ 受発注者は、打合せ等で、不足する設計項目「法面工詳細設計」の必要性について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。



設計図書変更～委託料変更

（土木設計業務等標準委託契約款第18条第4、5項、第25条）

- ・ 発注者は、「法面工詳細設計」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計項目追加に伴う委託料の変更手続きを行う。

【変更事例 2】設計図書の表示が明確でない場合

築堤護岸詳細設計において、設計延長は明記されていたが、起終点の明示が無く隣接工区との境界位置が、地先地名の不明確な表現となっており、正確な設計区間を確認できなかった。

適正な変更手続き

設計図書の表示が明確でないことを発見

(土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 1 項)

- 受注者は、設計図書の表示が明確でないこと「隣接工区との設計境界位置が不明」を直ちに発注者に通知する。



調査～調査結果通知

(土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 2、3 項)

- 受発注者は、打合せ等で、「隣接工区との設計境界位置の明確化、それに伴う設計延長の増減」について、調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。



設計図書変更～委託料変更

(土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 4、5 項、第 25 条)

- 発注者は、「設計起終点位置を測点で明示するとともに、それに伴う延長の変更」について設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計延長変更に伴う業務委託料の変更手続きを行う。

【設計変更のポイント】だつろう当初設計図書の脱漏、表示が明確でない。

設計図書の脱漏の類似例

- 構造物の基礎工検討、構造物の付帯施設検討等の設計項目の脱漏。

設計図書の内容が明確でない類似例

- 設計箇所、設計区間の位置が明確でない。
- 道路規格・道路幅員・交通区分といった設計条件が明確でない。

※ 契約前の注意点 業務内容の明確化

- 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、設計業務内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。
- 例えば「関係機関協議」の一式計上の場合は、「協議対象者、協議議題、協議回数、協議同行の有無等」の具体的な内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が出来る。
- 例えば、検討対象は様々だが、「検討業務」の一式計上の場合、「対象箇所数、対象延長、検討断面数、比較検討ケース数、作成図面内容、数量計算・事業費算定の有無等」の具体的な内容を示すことで、作業量が増減した場合に適正な設計変更が出来る。
- 受注者は本ガイドライン（P.1）に示されているように、「入札・応募時点」において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要があり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

(2) 「設計図書の履行条件相違（条件決定の遅れ）」の設計変更

<関連箇所>

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

- (3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する（土木設計業務等標準委託契約約款第18条第1項第四号）
- (6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの（土木設計業務共通仕様書第1105条、測量作業共通仕様書第6条、地質・土質調査共通仕様書第106条）

【変更事例3】関連する調査・設計業務の遅れ

樋管詳細設計において、関連する地質調査業務の遅れ、関連する堤防詳細設計の堤防法線決定の遅れによって、基本条件決定が遅れ、履行期間内の作業完了が困難となった。

適正な変更手続き

履行条件の相違発見

（土木設計業務等標準委託契約約款第18条第1項）

- ・ 受注者は、履行条件の相違「地質条件、堤防法線条件の明示が遅れたこと」から、履行期間の延期が必要であることを直ちに発注者に通知する。



調査～調査結果通知

（土木設計業務等標準委託契約約款第18条第2、3項）

- ・ 受注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定期を踏まえた樋管設計の履行期間」について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。



設計図書変更～期間変更

（土木設計業務等標準委託契約約款第18条第4、5項、第24条）

- ・ 発注者は、「履行期間」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ履行期間の変更手続きを行う。

【変更事例 4】関係機関協議の遅れ

橋梁詳細設計の設計条件について河川管理者と協議を行ったところ、河川断面の計画が見直されることとなり、改めて予備設計レベルの検討と関係機関協議が必要となった。その結果、検討作業が追加され、履行期間の作業完了が困難となった。

適正な変更手続き

履行条件の相違発見

(土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 1 項)

- 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議の結果、期間を要する検討作業が発生したこと」から、履行期間の延期が必要であること、追加作業が発生したことを直ちに発注者に通知する。



調査～調査結果通知

(土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 2、3 項)

- 受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた橋梁詳細設計の履行期間、追加の検討作業」について、調査を行い、受注者は結果を発注者に通知する。



設計図書変更～期間・委託料変更

(土木設計業務等標準委託契約約款第 18 条第 4、5 項、第 24 条、第 25 条)

- 発注者は、「履行期間」の変更と「橋梁予備検討項目」の追加について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、履行期間と業務委託料の変更手続きを行う。

【設計変更のポイント】条件決定の遅れ

同時進行する調査・設計業務の工程に注意

- ・ 設計業務と同時進行で、設計条件と関連のある別途業務が実施される場合がある。
- ・ 受注者は、同時進行する関連業務状況を発注者に確認しながら業務を進め、遅れが生じる場合は設計変更手続きを行う。

業務工程表の活用

- ・ 受注者は、業務工程表を用い、設計条件確認時期と、それに基づく設計作業工程の関係を整理し、適正な延期期間の根拠資料とする必要である。

年度繰り越しの設計変更

- ・ 発注者は、履行期間延期が年度内に収まらないと判断される場合は、年度繰り越しによる履行期間の延期を行う。

調査・設計業務の条件決定の遅れが生じる類似例

- ・ 設計条件に関連する調査業務「測量、地質調査、交通量調査、地下埋設物調査等」の遅れ。
- ・ 設計条件に関連する設計業務「上流の設計成果、隣接工区の設計成果で条件・方針の整合を図る必要のあるもの等」の遅れ。

関係機関協議の遅れが生じる類似例

- ・ 公安委員会との調整による遅れ。
- ・ 河川管理者、道路管理者、公園管理者、砂防実施者、治山施設実施者との調整による遅れ。
- ・ 公益事業者（電気、ガス、上下水道、通信等）、鉄道事業者との調整による遅れ。
- ・ 地元住民（自治会含む）との調整による遅れ。
- ・ 農水関係組合、土地改良区との調整による遅れ。

(3) 「設計図書の履行条件相違（設計項目の追加）」の設計変更

＜関連箇所＞

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する（土木設計業務等標準委託契約約款第18条第1項第四号）

【変更事例5】関係機関協議資料の項目追加

道路切土区間を横断する2か所の市道橋梁予備設計において、市道管理者との幅員確認を目的とした関係機関協議過程で、橋梁を1か所に集約する代替案が議題となり、橋梁添架物移設計画を含む検討案の概略図作成、概算事業費算出等の検討資料作成が必要となった。当初の関係機関協議資料作成内容は「市道幅員確認のための資料」と仕様書に記載されていたが、数量が一式計上となっていたため変更対象とならなかった。

適正な変更手続き

履行条件の相違発見

（土木設計業務等標準委託契約約款第18条第1項）

- 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議経緯から、当初協議目的と異なる新たな検討作業が増えた」ことを直ちに発注者に通知する。



調査～調査結果通知

（土木設計業務等標準委託契約約款第18条第2、3項）

- 受発注者は、打合せ等で、「当初発注項目に含まれていない追加作業（橋梁集約案の概略図作成、事業費算出）」の必要性と内容について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。



設計図書変更～委託料変更

（土木設計業務等標準委託契約約款第18条第4、5項、第25条）

- 発注者は、「橋梁集約案の検討」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ業務委託料の変更手続きを行う。

【設計変更のポイント】設計項目の追加

関係機関協議による作業の追加

- ・ 関係機関協議での検討依頼について、当初発注の協議用資料作成として想定されている内容でない作業については、設計変更の対象とする。

※ 契約前の注意点 関係機関協議資料内容の明確化

- ・ 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、関係機関協議資料の内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。
- ・ 例えば、「資料の目的（排水流末確認協議、河川占用協議等）、数量（対象箇所数、対象範囲等）」の具体的な内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が出来る。
- ・ 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要があり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

4. さらなる適正な設計変更の実施にむけて

前ページまでの変更事例以外にも、特記仕様書の条件明示に一式といった不明確な内容提示したことから、再度の設計変更を実施した事例がある。

また、契約後も発注者からの適切な条件や指示が示されないことから、業務の実施中における受発注者間の誤解や契約変更における判断の遅れを発生させ、混乱を生じさせた事例がある。

他にも、当初決定した設計条件に沿って設計を行っている履行中において、関係機関協議・住民調整の結果など、何らかの理由で「設計条件が途中で変更」された事例もある。

一方、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）」の基本理念に「請負契約の当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されており、また、発注者の責務に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

以上の内容を踏まえ発注者は、業務遂行における遅れ、業務内容の相違及び業務実施の手戻りを生じさせず、適切な設計条件の明示と条件変更時の設計変更がなされるよう、以下に示す内容を心がける。

【日頃から心がける内容】

- 1) 業務の発注前までに、業務に係わる問題点の解決や設計条件を確定させること。
- 2) 業務着手前に、どのような設計条件であるか、受発注者間で共有すること。
- 3) 受発注間で密接な連絡をとりあい情報を共有すること。
- 4) 受注者からの疑義に対するクイックレスポンスや、ウィークリースタンスを実施すること。
- 5) 設計条件の再認識や施工の留意点が把握できる現地踏査を必要に応じて実施すること。
- 6) 業務のクリティカルパスが把握できる業務工程表を受発注者間で共有すること。
- 7) 受発注者相互で何を確認し、何を了承したか記録する打合せ記録簿を共有すること。
- 8) 受注者とは対等であることを認識すること。

(参考様式1)

○○第○ ○ ○ ○号
令和 年 月 日

(受注者名) 様

(発注者名) 埼玉県○○事務所長

○○ ○○ 印

委託業務の一時中止について

下記委託業務について、一時中止したいので通知します。

記

委託業務の名称	
履行場所	
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
〔 委託金額 業務委託料 〕	0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 0 0 0 , 0 0 0 円)
業務中止年月日	令和 年 月 日
業務中止内容 又は箇所	
業務中止理由	
業務中止解除 (見込・確定) 年月日	令和 年 月 日

(参考様式2)

○○第○ ○ ○ ○号
令和 年 月 日

(受注者名) 様

(発注者名) 埼玉県○○事務所長

○○ ○○ 印

委託業務の一時中止解除について

令和 年 月 日付○○第○○○○号で通知し、一時中止した下記委託業務について、一時中止を解除したいので通知します。

記

委託業務の名称	
履行場所	
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
〔 委託金額 業務委託料 〕	00,000,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額000,000円)
業務中止年月日	令和 年 月 日
業務中止解除 年月日	令和 年 月 日